

令和7年度

第1回

平塚市農業委員会

総会議事録

令和7年4月24日（木）

令和7年度第1回平塚市農業委員会総会議事録

開催日時 令和7年4月24日（木）10:00～11:10

開催場所 平塚市庁舎本館5階 519会議室

農業委員

会 長	松 木 会 長
3 番	猪 俣 委 員
7 番	加 藤 委 員
10番	松 井 委 員
13番	横 山 委 員

1 番	高 橋 委 員
5 番	荒 川 委 員
8 番	高 橋 委 員
11番	荻野(た)委員
14番	笹 尾 委 員

2 番	上 原 委 員
6 番	荻野(の)委員
9 番	小 宮 委 員
12番	中戸川委員

傍聴人等 傍聴人 0人

事 務 局 佐野局長 佐草局長代理 廣野主管 三浦主事

報告事項

- (1) 農地法第18条第6項の規定による通知について
- (2) 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
- (3) 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

議 事

- | | |
|-------|---|
| 議案第1号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 議案第2号 | 農地法第5条の規定による許可申請について |
| 議案第3号 | 相続税の納税猶予に関する適格者の証明について |
| 議案第4号 | 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について |
| 議案第5号 | 農用地利用集積等促進計画の作成に関する要請について（所有者・機構間） |
| 議案第6号 | 農用地利用集積等促進計画の作成に関する要請について（機構・借り手間） |
| 議案第7号 | 農用地利用集積等促進計画の作成に関する意見について（所有者・機構間） |
| 議案第8号 | 農用地利用集積等促進計画の作成に関する意見について（機構・借り手間） |
| 議案第9号 | 令和6年度の活動に関する点検・評価及び令和7年度の目標とその達成に向けた活動計画（案）について |

＜報告事項＞

（１）農地法第１８条第６項の規定による通知について

事務局 議案書のとおり、１件の通知について、土地の所在地の一部と解約成立日、土地引渡日、解約事由を報告。

（２）農地法第４条第１項第７号の規定による届出について

事務局 議案書のとおり、６件の届出について、土地の所在の一部と届出事由を報告。

（３）農地法第５条第１項第６号の規定による届出について

事務局 議案書のとおり、７件の届出について、土地の所在の一部と用途を報告。

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議 長 農地法第 3 条の規定による許可申請 9 件について、事務局に説明を求める。

(1 番案件)

事務局 1 番案件について、議案書及び次のとおり説明。

【申請理由】

(譲渡人)

耕作ができない

(譲受人)

規模拡大

【権利】

所有権移転

【位置及び農地区分】

国道 129 号線信号「新吉際入口」から西に約 300m に位置

農振農用地及び農振白地

【経営地】

経営面積 31,624.00㎡

田・・・約 1 町 9 反

畑・・・約 1 町 2 反 5 畝

取得後経営面積 34,611.00㎡

【農業従事者内訳】

本人 (70 代) 農業専従

配偶者 (60 代) 農業専従

子 (30 代) 農業専従

【主要農機具】

トラクター 1、耕運機 2、田植機 1、コンバイン 1

議 長 説明が終了したので、これより審議に入る。
申請地の状況と譲受人の営農状況について地元委員に意見を求める。

地元委員 申請地及び経営地はいずれも、管理に特に問題はない。

議 長 地元委員の意見を踏まえて、質問があるか問う。

議 長 質問がないようなので、これより採決に入る。
1 番案件は農業委員会会長権限である。農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可
ということで委員に諮り、異議がないか問う。

委 員 異議なし。

結 果 異議なしで議決される。⇒許可

(2 番案件)

事務局 2 番案件について、議案書及び次のとおり説明。

【申請理由】

(譲渡人)

農地進入路の売却

(譲受人)

農地進入路の取得

【権利】

所有権移転

【位置及び農地区分】

市立金目小学校五領ヶ台分校から北に約 1 7 0 m に位置

全て農振白地

【経営地】

経営面積 6, 5 4 0. 0 0 m²

田・・・約 4 反 6 畝

畑・・・約 2 反

取得後経営面積 6, 5 4 7. 0 7 m²

【農業従事者内訳】

本人 (7 0 代) 農業専従

子 (5 0 代) 農業専従

【主要農機具】

トラクター 2、田植機 1

議長 説明が終了したので、これより審議に入る。

申請地の状況と譲受人の営農状況について地元委員に意見を求める。

地元委員 譲受人の営農地は道路に接していない。道路に接している部分を譲り受ける形となる。経営地は耕され、きちんと管理されており、水田を中心に行っている。問題はない。

議長 地元委員の意見を踏まえて、質問があるか問う。

議長 質問がないようなので、これより採決に入る。

2 番案件は農業委員会会長権限である。農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可ということで委員に諮り、異議がないか問う。

委員 異議なし。

結果 異議なしで議決される。⇒許可

(3 番案件)

事 務 局

3 番案件について、議案書及び次のとおり説明。

【申請理由】

(譲渡人)

耕作ができない

(譲受人)

規模拡大

【権利】

所有権移転

【位置及び農地区分】

平塚市土屋霊園から西に約 2 1 0 m に位置

農振農用地

【経営地】

経営面積 4,371.44 m²

畑・・・約 4 反 4 畝

取得後経営面積 5,501.44 m²

【農業従事者内訳】

本人 (60 代) 農業専従

【主要農機具】

トラクター 1、耕運機 3

議 長

説明が終了したので、これより審議に入る。

申請地の状況について地元委員に、譲受人の営農状況について事務局に意見を求める。

地元委員

申請地は現在は作付けされていないが、きれいに耕うんされており、特に問題はない。

事 務 局

経営地については、中井町農業委員会から耕作証明書が発行されており、営農についても全部効率利用要件を満たしており、問題はないことを確認している。

議 長

地元委員の意見を踏まえて、質問があるか問う。

議 長

質問がないようなので、これより採決に入る。

3 番案件は農業委員会会長権限である。農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可ということで委員に諮り、異議がないか問う。

委 員

異議なし。

結 果

異議なしで議決される。⇒許可

(4 番案件)

事 務 局

4 番案件について、議案書及び次のとおり説明。

【申請理由】

(譲渡人)

贈与

(譲受人)

受贈

【権利】

所有権移転

【位置及び農地区分】

市立真土小学校から東に約 60 m に位置

農振白地

【経営地】

経営面積 2,609.00 m²

田・・・約 1 反 4 畝

畑・・・約 1 反 1 畝

取得後経営面積 2,623.00 m²

【農業従事者内訳】

本人 (70 代) 農業専従

【主要農機具】

トラクター 2

議 長

説明が終了したので、これより審議に入る。

申請地の状況と譲受人の営農状況について地元委員に意見を求める。

地元委員

兄弟間の譲渡である。耕作地もきれいに耕されており、特に問題はない。

議 長

地元委員の意見を踏まえて、質問があるか問う。

議 長

質問がないようなので、これより採決に入る。

4 番案件は農業委員会会長権限である。農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可ということで委員に諮り、異議がないか問う。

委 員

異議なし。

結 果

異議なしで議決される。⇒許可

(5 番案件)

事 務 局

5 番案件について、議案書及び次のとおり説明。

【申請理由】

(譲渡人)

耕作ができない

(譲受人)

規模拡大

【権利】

所有権移転

【位置及び農地区分】

市立真土小学校から北に約 300m に位置

農振白地

【経営地】

経営面積 7,940.00㎡

畑・・・約 7 反 9 畝

取得後経営面積 8,270.00㎡

【農業従事者内訳】

本人 (80代) 農業専従

配偶者 (70代) 農業専従

【主要農機具】

トラクター 1、耕運機 1

議 長

説明が終了したので、これより審議に入る。

申請地の状況と譲受人の営農状況について地元委員に意見を求める。

地元委員

親族間の譲渡であり、現在市民農園の駐車場敷地になっている。しっかり管理されており、特に問題はない。

議 長

地元委員の意見を踏まえて、質問があるか問う。

議 長

質問がないようなので、これより採決に入る。

5 番案件は農業委員会会長権限である。農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可ということで委員に諮り、異議がないか問う。

委 員

異議なし。

結 果

異議なしで議決される。⇒許可

(6 番案件)

事 務 局

6 番案件について、議案書及び次のとおり説明。

【申請理由】

(譲渡人)

耕作ができない

(譲受人)

規模拡大

【権利】

所有権移転

【位置及び農地区分】

市立神田中学校から北西に約 6 5 m に位置

農振白地

【経営地】

経営面積 6 8 6 . 0 0 m²

畑・・・約 6 畝

取得後経営面積 6 8 6 . 0 0 m²

【農業従事者内訳】

本人 (4 0 代) 農業専従

母 (7 0 代) 農業専従

【主要農機具】

耕運機 1

議 長

説明が終了したので、これより審議に入る。

申請地の状況と譲受人の営農状況について地元委員に意見を求める。

地元委員

申請地及び経営地とも野菜を栽培しており、いずれも良く管理されており問題はない。

議 長

地元委員の意見を踏まえて、質問があるか問う。

議 長

質問がないようなので、これより採決に入る。

6 番案件は農業委員会会長権限である。農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可ということで委員に諮り、異議がないか問う。

委 員

異議なし。

結 果

異議なしで議決される。⇒許可

(7 番案件)

事 務 局

7 番案件について、議案書及び次のとおり説明。

【申請理由】

(譲渡人)

耕作ができない

(譲受人)

規模拡大

【権利】

所有権移転

【位置及び農地区分】

市立真土小学校から西に約 1 0 0 m に位置

全て農振農用地

【経営地】

経営面積 2 1, 8 7 6. 0 0 m²

田・・・約 9 反 9 畝

畑・・・約 1 町 1 反 9 畝

取得後経営面積 2 2, 0 2 6. 0 0 m²

【農業従事者内訳】

本人 (2 0 代) 兼業

祖父 (7 0 代) 農業専従

父 (5 0 代) 農業専従

【主要農機具】

トラクター 2、耕運機 2、田植機 1、牛 4 0 頭

議 長

説明が終了したので、これより審議に入る。

申請地の状況と譲受人の営農状況について地元委員に意見を求める。

地元委員

譲受人は牧場を経営されている方の子で、牧場だけでなく、トウモロコシ等作付けされている。草がでていたところを耕されることで特に問題はない。

議 長

地元委員の意見を踏まえて、質問があるか問う。

議 長

質問がないようなので、これより採決に入る。

7 番案件は農業委員会会長権限である。農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可ということで委員に諮り、異議がないか問う。

委 員

異議なし。

結 果

異議なしで議決される。⇒許可

(8 番案件)

事 務 局

8 番案件について、議案書及び次のとおり説明。

【申請理由】

(譲渡人)

耕作ができない

(譲受人)

規模拡大

【権利】

所有権移転

【位置及び農地区分】

県道大島明石線信号「下島」から西に約 290 m に位置

全て農振農用地

【経営地】

経営面積 9,820.00 m²

田・・・約 5 反 3 畝

畑・・・約 4 反 4 畝

取得後経営面積 11,697.00 m²

【農業従事者内訳】

本人 (50 代) 農業専従

配偶者 (50 代) 兼業

【主要農機具】

トラクター 1、耕運機 1、田植機 1、コンバイン 1

議 長

説明が終了したので、これより審議に入る。

申請地の状況と譲受人の営農状況について地元委員に意見を求める。

地元委員 A

申請地はきれいに耕うんされ、問題はない。経営地では、酪農家と契約され、牧草を作付けされている。

地元委員 B

経営地の経営者は牧場を廃業されたが、米を作付けされており、ライスセンターの運営をされており、問題はない。

議 長

地元委員の意見を踏まえて、質問があるか問う。

議 長

質問がないようなので、これより採決に入る。

8 番案件は農業委員会会長権限である。農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可ということで委員に諮り、異議がないか問う。

委 員

異議なし。

結 果

異議なしで議決される。⇒許可

(9 番案件)

事 務 局

9 番案件について、議案書及び次のとおり説明。

【申請理由】

(譲渡人)

贈与

(譲受人)

受贈

【権利】

所有権移転

【位置及び農地区分】

国道 129 号線信号「長沼入口」から西に約 330 m に位置

全て農振農用地

【経営地】

経営面積 5, 157. 00 m²

田・・・約 3 反 5 畝

畑・・・約 1 反 6 畝

取得後経営面積 5, 157. 00 m²

【農業従事者内訳】

本人 (60 代) 農業専従

【主要農機具】

トラクター 1、耕運機 1、田植機 1

議 長

説明が終了したので、これより審議に入る。

申請地の状況と譲受人の営農状況について地元委員に意見を求める。

地元委員

家族間の贈与であり、申請地及び経営地はきれいに耕うん管理され、問題はない。

議 長

地元委員の意見を踏まえて、質問があるか問う。

議 長

質問がないようなので、これより採決に入る。

9 番案件は農業委員会会長権限である。農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可ということで委員に諮り、異議がないか問う。

委 員

異議なし。

結 果

異議なしで議決される。⇒許可

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議 長 農地法第5条の規定による許可申請2件について、事務局に説明を求める。

(1 番案件)

事務局 1 番案件について、議案書及び次のとおり説明。

【転用目的】

資材置場

【権利】

所有権移転

【申請地】

入野・岡崎線信号「新白髭橋」から北西へ約390mに位置

【立地基準】

農地区分・・・第3種農地

【理由及び近隣状況】

平園クリニックから北へ約20m、ゆうかり保育園から北へ約370m、前面に水管・下水管が埋設された建築基準法第42条第1項1号道路がある。

東側は宅地、西側は宅地、南側は道路、北側は水路。

【利用計画】

出入口は南側道路からの計画

雨水は自然浸透処理、地面は砂利敷き

水利土木組合長の同意済み

【申請理由】

譲受人は建築業・リフォーム業を営んでいる。事業拡大の為、現在使用している資材置場が手狭となり新たな資材置場を探していた。今回の申請地は事務所及び現資材置場との位置関係が最適で、業務効率の向上が考えられる。また、必要な面積も確保できることから転用申請するもの。

議 長 説明が終了したので、これより審議に入る。

1 番案件について地元委員に意見を求める。

地元委員 申請地の東側及び西側は宅地、南側は道路、北側は水路となっており、現在は10cmから15cm位草が伸びている状況。南側入り口は農地が高いためすり付けし、砂利流出防止の対策をする。西側は宅地隣接のため、定期的に草刈等除草対策をする。北側の農地は低いため、整地の際土盛りをあまりしないようにする。西側の宅地造成の際、トラブルの無いように事業者へ要望してもらえれば良いのではないかと思います。

議 長 事務局の説明及び地元委員の意見を踏まえて、質問があるか問う。

事務局 委員の意見を踏まえ、神奈川県に相談し、申し添えをしたいと考えている。

A 委員 今回の修正された申請利用計画図面であれば問題はないか。

事務局 今回の修正された申請利用計画図面等については、事務手続き上問題はないとされる。

議 長 他に質問がないようなので、これより採決に入る。

1 番案件は、県知事権限のため、許可相当ということで委員に諮り、異議がないか問う。

委 員 異議なし。

結 果 異議なしで議決される。⇒許可相当（意見を付して県知事へ進達）

(2 番案件)

事務局

2 番案件について、議案書及び次のとおり説明。

【転用目的】

資材置場

【権利】

所有権移転

【申請地】

平塚松田線神奈中バス「土屋霊園入口」バス停から南に約 20 m に位置

【立地基準】

農地区分・・・第 2 種農地

【理由及び近隣状況】

10 ha 未満の一団の農地（約 2 ha）。

東側は河川、西側及び北側は道路、南側は雑種地（一時転用中）。

【利用計画】

出入口は西側道路からの計画。

南側隣地は譲受人が一時転用で資材置場として利用中。

雨水は自然浸透処理。

道路側は既存 3 m 鋼板、それ以外の周囲は単管パイプ及び波板鋼板で被害防除。

隣地に農地がなく、水利土木組合もないため、同意なし。

【申請理由】

譲受人は設立以来、砂及び骨材の生産及び販売を中心に事業を行っている。以前の一時転用では、平塚ツインシティ工事の受注による一時的な保管場所として利用していたが、それ以外の工事受注の増加に伴い、永続的に利用したいと考え永久転用申請するもの。

議長

説明が終了したので、これより審議に入る。

2 番案件について事務局に経過報告を求める。

事務局

令和 7 年 3 月総会にて審議保留とされていた本案件は、4 月の地元委員現地調査時には、資材置場として活用されていないことを確認した。

しかし、本総会現在、平塚市まちづくり条例の適用があることについて、平塚市開発指導課から必要な整備基準や住民説明会実施等の手続きが未了となっている。そのため、審査基準にある行政庁との協議を了していないこととなり、神奈川県の見解である「適合承認書」の交付時点が「処分される見込み」とされることから、本総会時点で条例手続きの途中であり、事務手続き上の観点から引き続き審議保留中の状況であることに変わりはないことを報告。

議長

事務局の報告を踏まえて、質問があるか問う。

B 委員

まちづくり条例の適用は何㎡からになるか。

事務局

市街化調整区域の開発区域の面積が 3,000 ㎡以上の資材置場の開発事業が適用される。

本案件では、一時転用が終了し、永久転用をする段階で現在使用している一時転用資材置場と合算し、3,000 ㎡を超えるため資材置場の増築として条例手続きを行うとされる開発部局の見解となっている。

議長

他に質問がないようなので、これより採決に入る。

2 番案件は、審議の余地ありとして継続審議で異議がないか問う。

委 員 異議なし。

結 果 異議なしで議決される。⇒継続審議（翌月以降に審議保留）。

議案第3号 相続税の納税猶予に関する適格者の証明について

議 長 相続税の納税猶予に関する適格者の証明、6件の証明願について、事務局に説明を求める。

事務局 議案書及び説明文のとおり、相続人及び農地の概要について説明。

議 長 説明が終了したので、これより審議に入る。
1番から6番案件について特に問題がない限り一括審議とすることを問う。

委 員 異議なし。

議 長 一括審議を決定し、地元委員に意見を求める。

(1番から6番案件)

議 長 地元委員に意見を求める。

地元委員A 1番案件について、全6筆の田及び畑は良好に耕作され、問題はないことを報告。

地元委員B 2番案件について、カキ及び一部ウメが栽培され、また、野菜をこれから作付けする見込みで耕うんされ、問題がないことを報告。

地元委員C 3番案件について、問題なく管理されていたことを報告。

地元委員B 4番案件について、きれいに栽培されており、草も生えておらず問題なく管理されていたことを報告。

地元委員D 5番案件について、適正にきれいに管理されており、問題がないことを報告。

地元委員B 6番案件について、水田として適正に管理され、問題がないことを報告。

議 長 事務局の説明及び地元委員の意見を踏まえて、質問があるか問う。

議 長 質問がないようなので、これより採決に入る。
本案件は地元委員による綿密なる調査が行われている。証明書を発行することに異議がないか問う。

委 員 異議なし。

結 果 1番案件から6番案件について異議なしで議決される。⇒ 証明書発行

議案第4号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について

議 長 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認、1件について、事務局に説明を求める。

事 務 局 議案書及び説明文のとおり、相続人及び農地の概要について説明。

議 長 説明が終了したので、これより審議に入る。

(1番案件)

議 長 地元委員に意見を求める。

地元委員E 1番案件について、畑、田を含め全く問題はないことを確認したことを報告。

議 長 事務局の説明及び地元委員の意見を踏まえて、質問があるか問う。

議 長 質問がないようなので、これより採決に入る。
本案件は地元委員による綿密なる調査が行われている。確認書を発行することに異議がないか問う。

委 員 異議なし。

結 果 1番案件について異議なしで議決される。⇒ 確認書発行

議案第5号 農用地利用集積等促進計画の作成に関する要請について（所有者・機構間）

議案第6号 農用地利用集積等促進計画の作成に関する要請について（機構・借り手間）

議 長 農用地利用集積等促進計画作成に関する要請、計28件について、事務局に説明を求める。

事 務 局 新規案件について議案書のとおり、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、契約期間、権利の種類を説明。
なお、本案件については農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第4の1（1）の各要件を満たしている旨も報告。

議 長 事務局の説明を踏まえて、質問があるか問う。

議 長 質問がないようなので、これより採決に入る。
本案件は承認ということで委員に諮り、異議がないか問う。

委 員 異議なし。

結 果 異議なしで議決される。⇒承認

議案第7号 農用地利用集積等促進計画の作成に関する意見について（所有者・機構間）

議案第8号 農用地利用集積等促進計画の作成に関する意見について（機構・借り手間）

議 長 農用地利用集積等促進計画作成に関する意見について、計21件について、事務局に説明を求める。

事 務 局 更新案件について議案書のとおり、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、契約期間、権利の種類を説明。
なお、本案件については農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第4の1（1）の各要件を満たしている旨も報告。

議 長 事務局の説明を踏まえて、質問があるか問う。

議 長 質問がないようなので、これより採決に入る。
本案件は本計画案が適当と報告するということで委員に諮り、異議がないか問う。

委 員 異議なし。

結 果 異議なしで議決される。⇒本計画案が適当と報告

議案第9号 令和6年度の活動に対する点検・評価及び令和7年度の目標とその達成に向けた活動計画（案）について

- 議 長 令和6年度の活動に対する点検・評価及び令和7年度の目標とその達成に向けた活動計画（案）について事務局より説明を求める。
- 事 務 局 配布した資料に沿い、令和6年度の活動に対する点検・評価及び令和7年度の目標とその達成に向けた活動計画（案）について説明する。問題があれば、修正をする。問題がなければ、案に沿った計画で進めさせていただく。
- 議 長 事務局の説明を踏まえて、質問があるか問う。
- 議 長 質問がないようなので、これより採決に入る。
令和6年度の活動に対する点検・評価及び令和7年度の目標とその達成に向けた活動計画（案）について、異議がないか問う。
- 委 員 異議なし。
- 議 長 異議なしと認め、原案どおり承認する。
- 結 果 異議なしで議決される。⇒ 承認

以上をもって閉会する。

（11時10分 閉会）

以上の会議の顛末を記載し、確認したため署名いたします。